

アニメーション製作に関する標準契約書案の考え方

経済産業省文化情報関連産業課

経済産業省では、平成13年5月よりアニメーション製作プロダクションからなる「アニメーション産業研究会」(座長 東映アニメーション 泊社長)を発足させ、放送事業者とアニメーション製作プロダクションとの間の作品製作に関する契約関係について議論を重ねてきた。この標準契約書案は、この研究会の成果の一つとして、アニメーション製作プロダクションとして理想的な契約形態を提示するものである。

著作権法上、「映画の著作物」の著作権は、その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該「映画製作者」に帰属するものとされ(第29条第1項)、「映画製作者」とは「映画の著作物の製作に発意と責任を有する者」とであるとされている(第2条第1項第10号)。本標準契約書案は、アニメーション製作プロダクションが「映画製作者」と判断されるケースについて、モデル的な契約内容を抽出したものである。なお、上記規定に即して総合的に判断した結果、放送事業者が「映画製作者」となるケースについては、この標準契約書のスコープ外であることに留意する必要がある。

また、本契約書案は、アニメーション製作プロダクションにとって理想的な契約形態を提示したものであり、実際に締結される個別の契約についての統一的なあり方を示すものではなく、したがって実際に契約書を作成する際に加筆訂正を妨げるものではない。